

小豆島町公共施設等総合管理計画

平成 29 年度～令和 8 年度

平成 29 年 3 月
(令和 4 年 3 月改訂)
香川県小豆島町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	-1-
第1節 計画策定の背景	-1-
第2節 計画目的	-1-
第3節 計画期間	-1-
第4節 計画対象施設	-2-
第2章 現状と課題	-3-
第1節 町の概要	-3-
第2節 人口の動向と将来予測	-4-
第3節 産業	-5-
第4節 財政状況	-6-
第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し	-8-
第1節 対象施設	-8-
第2節 建物系公共施設（築年別整備状況、将来の更新費用の推計）	-9-
第3節 土木系公共施設（将来の更新費用の推計）	-11-
第4節 企業会計施設（将来の更新費用の推計）	-14-
第5節 全体の更新費用の推計	-15-
第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針	-18-
第1節 基本方針	-18-
第2節 維持管理方針	-18-
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	-22-
第6章 令和3年度改定までの取り組み実績	-39-
第1節 対象施設各種計画の策定状況	-39-
第2節 公共施設の改修・更新等の主な取り組み	-39-
第3節 有形固定資産減価償却率の推移	-39-
第7章 まとめ	-40-
第1節 本計画のまとめ	-40-
第2節 今後の課題	-40-
第3節 P D C Aサイクルの推進	-40-

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景

本町では、人口減少と社会変化を背景とした多様な行政需要に対応するため、これまで多くの公共施設の整備を進めてきました。公共施設の中には、建築年数が 30 年以上経過したものもあり、その多くが耐用年数を超過する状況となっています。このような公共施設は、大規模な改修や、修繕、建て替えが必要となってきます。また、超高齢社会による社会保障費の増加や、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少などによって、将来の財政状況はさらに厳しくなることが予測されます。

そのような現状を踏まえて、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、また長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成 25 年 11 月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定を要請されることとなりました。

第 2 節 計画の目的

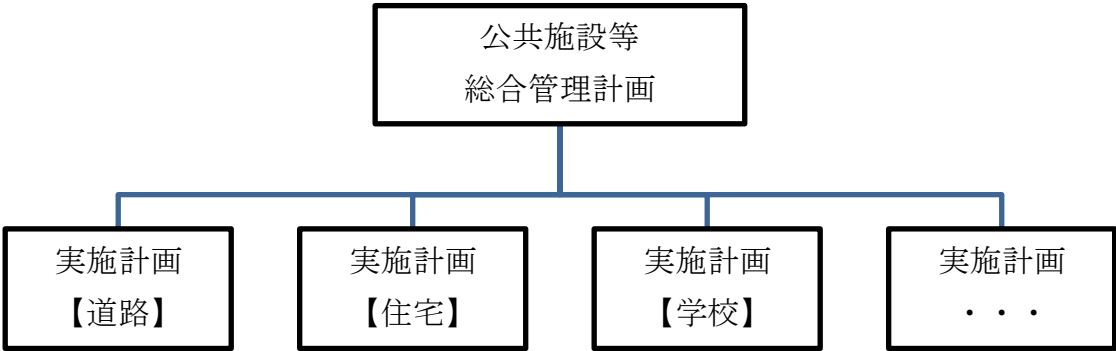
本町における公共施設等総合管理計画の体系図を図表 1-1 で示しています。本計画は、各政策分野の中で公共施設面の取組みに対して、横断的な指針を提示するものです。

また、「小豆島町町営住宅等長寿命化計画」などの個別の公共施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を検証することとしました。

第 3 節 計画期間

計画期間は、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間とし、計画内容は社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて、計画期間中においても、随時見直しを行うものとします。

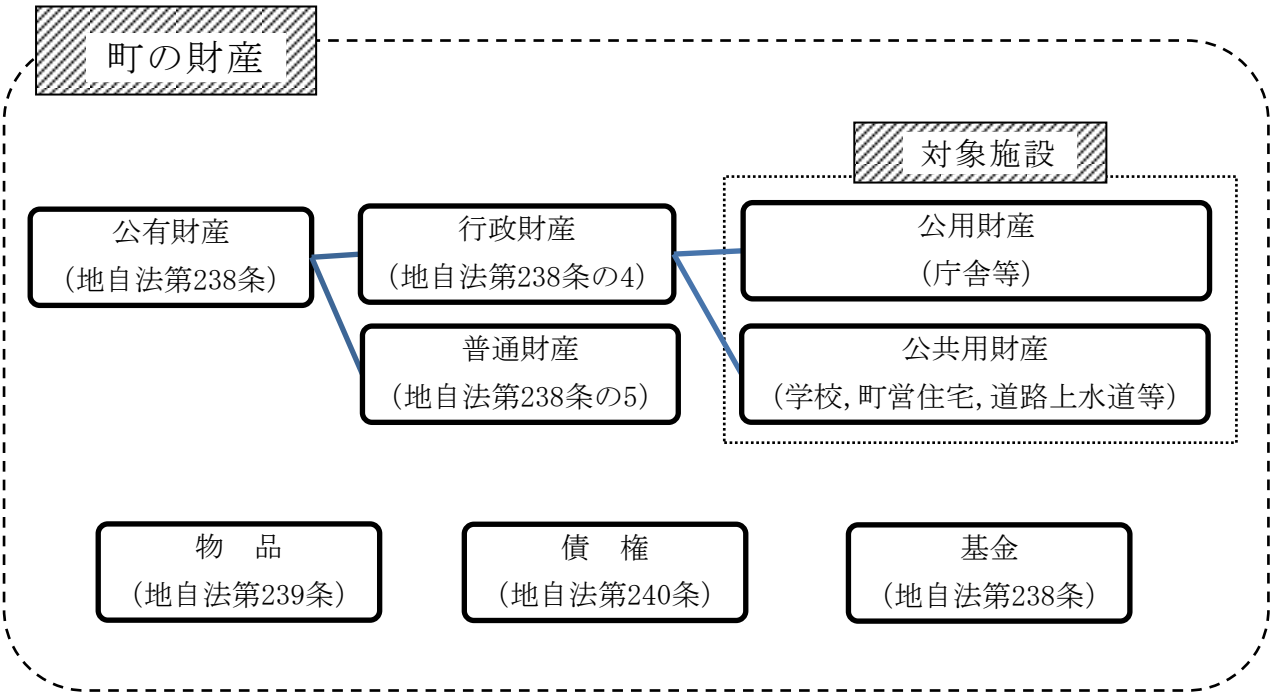
図表 1-1 : 公共施設等総合管理計画体系図



第 4 節 計画対象施設

本計画における対象施設は、本町が保有し又は借り上げている全施設を対象とします（図表 1-2）。分野としては、建物系公共施設（学校教育系施設、町民文化系施設・社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、保健・福祉施設、医療施設、行政系施設、公営住宅、供給処理施設等）、土木系公共施設（道路・橋りょう等）、企業会計施設（上水道）を対象とします。

図表 1-2 : 計画対象施設の範囲



※地自法…地方自治法

第2章 現状と課題

第1節 町の概要



本町は香川県北端の小豆島東南部に位置し、面積 95.59 平方キロメートル、人口約 1 万 5 千人の、海と山の美しい自然に恵まれた町です。

地勢は、中央部に日本三大溪谷美の一つとして知られる名勝「寒霞溪」を抱く一連の山々が東西に延び、約 80 キロメートルに及ぶ海岸線は、半島が突出して多くの曲線を描いています。

こうした、半島によって形造られている各港は天然の良港で、中でも草壁、坂手、福田、池田の各港は海上交通の要路及び拠点となっています。

地質は、山地の大部分が花崗岩質であり、平坦部は、砂質土壌で肥よくです。

気候は、平均気温 16 度前後、降水量 1,200 ミリ前後の温暖寡雨な瀬戸内海式気候で、県花県木で平和のシンボルであるオリーブの栽培に適し、日本での「オリーブ発祥の地」として知られています。

第2節 人口の動向と将来予測

本町の人口は、平成17年度から平成27年度までの間で約13.9%減となっており、10年間で人口が1割以上減少しています。また、高齢化率は7.9ポイント増加しており、高齢化が進行しています。

本町の高齢化率（65歳以上の人口の割合）は、約41.3%（平成27年国勢調査）であり、人口の約4割は高齢者となっています。また、人口構成が大きく変化しており、超高齢化社会に突入しています。

今後は、人口の減少や人口構成の変化に応じた住民ニーズを把握し、公共サービスのあり方を対応させる必要があります。

図表2-3は、「小豆島町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の将来人口シミュレーションを示しています。

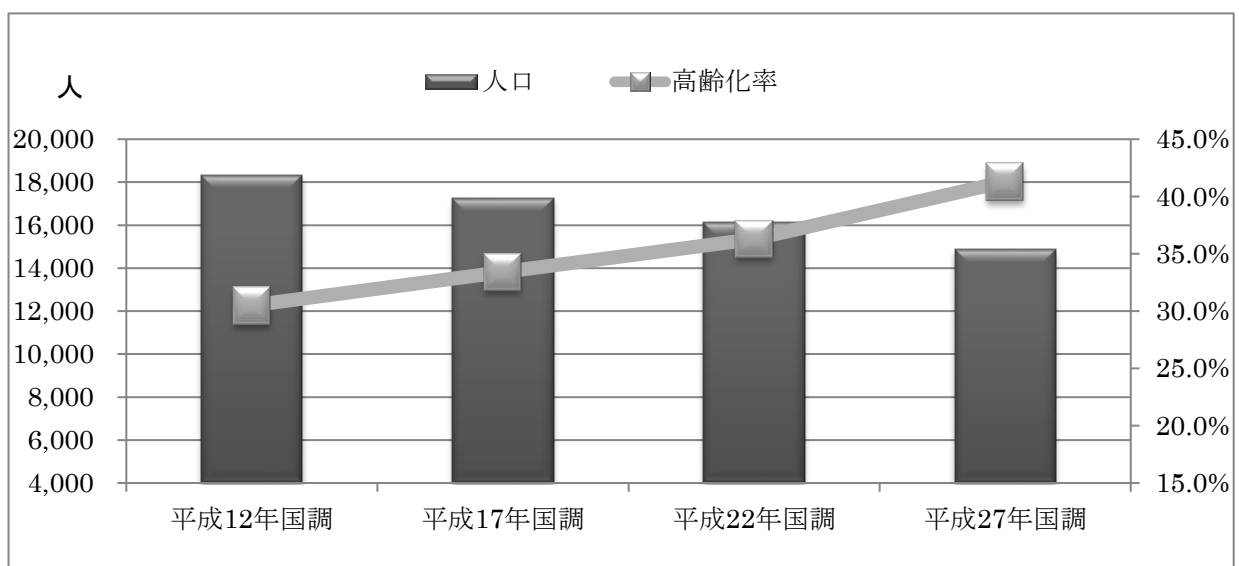
国の試算では、現状のまま何ら対策を講じなかった場合、2060年に、人口は5,903人程度にまで減少すると推計されています。

今後の人口減少や人口構成の変化による公共施設の利用需要の変化に応じて、公共施設等の最適な量や配置を実現することが望まれます。

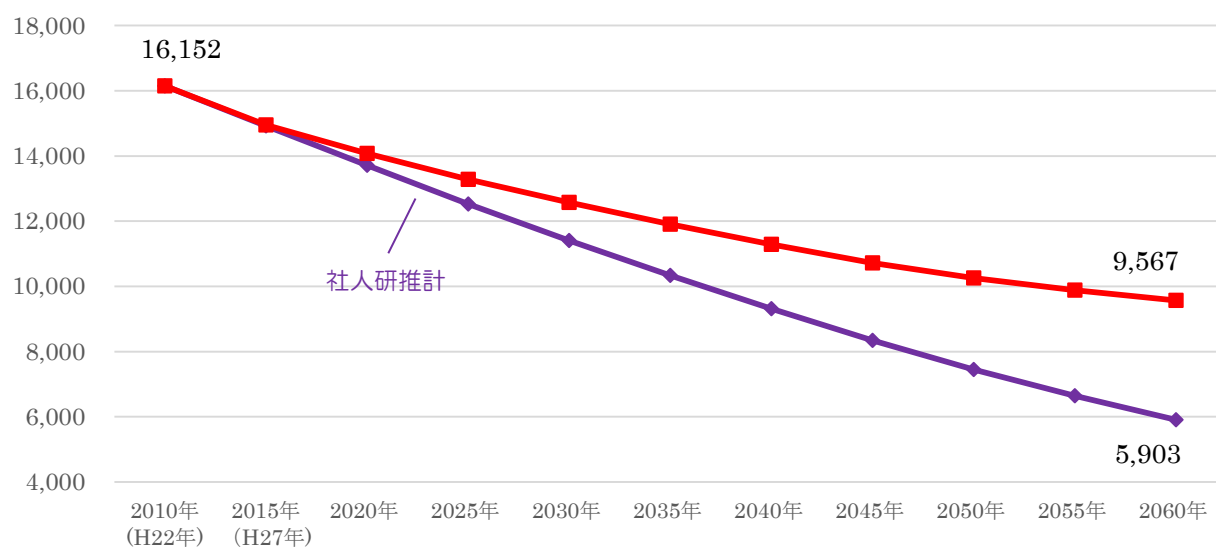
図表 2-1：人口及び高齢化の推移

年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口	18,303人	17,257人	16,152人	14,862人
高齢化率	30.5%	33.4%	36.3%	41.3%

図表 2-2：人口の推移



図表 2-3 : 将来人口シミュレーション

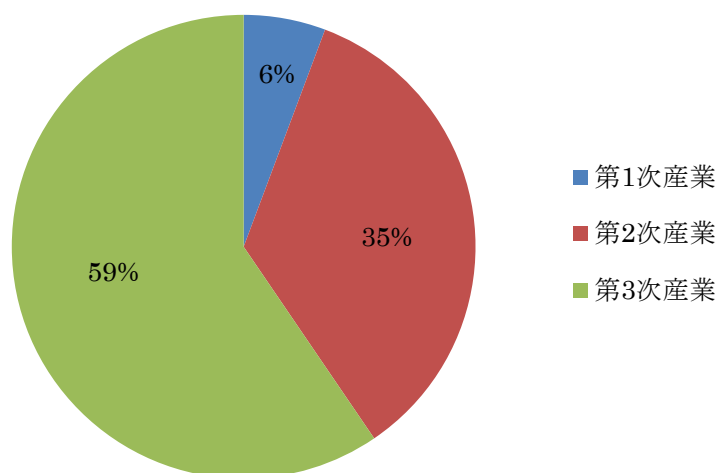


※小豆島町人口ビジョンより（平成 27 年 10 月策定）

第 3 節 産業

本町の産業について産業分類別就業者率を見ると、サービス業、卸売・小売業・飲食業を中心とした第 3 次産業が全体の約 60%であり、農業、漁業を中心とした第 1 次産業は、10%より低くなっています。製造業等の第 2 次産業は、全体の 30%です。

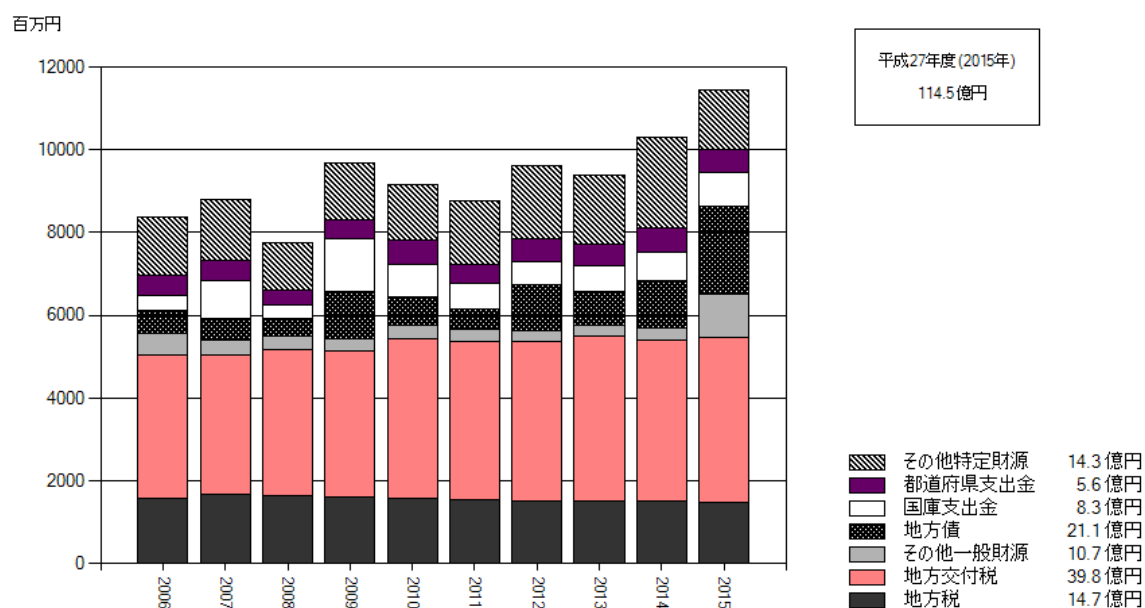
図表 2-4 : 産業分類別就業者率



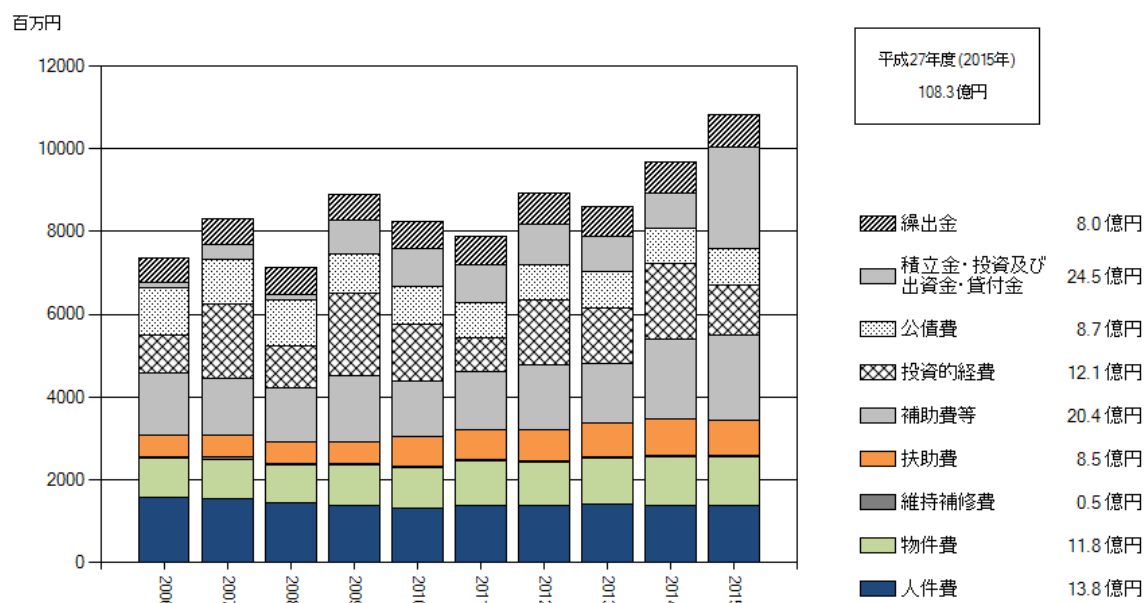
第4節 財政状況

本町における財政状況を、図表 2-5 に歳入決算額の推移、図表 2-5 に歳出決算額の推移として示しています。

図表 2-5：歳入決算額の推移



図表 2-6：歳出決算額の推移



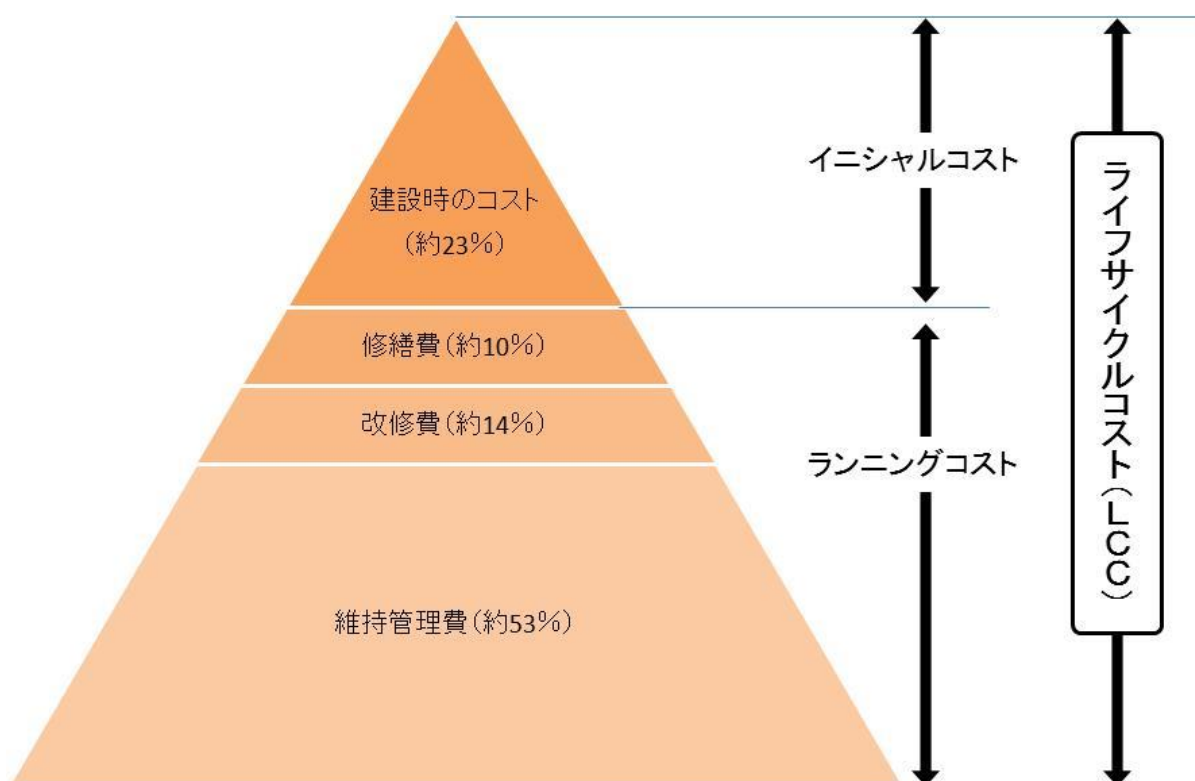
本町の財政に関しては、毎年度予算編成等において、財源の安定した確保や、歳出の抑制に取り組んでいますが、第2節で記載しているように、社会保障費の増加や、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少などによって、将来の財政状況はさらに厳しくなることが予測されます。

公共施設等のコストに目を向けると、ライフサイクルコスト（LCC）の考え方を適用し、建設時のコストに加え、維持・運営及び改修に必要なコストも含めることが重要です。

建物のライフサイクルコストは、規模や用途などによって変化しますが、一例をあげると、建物を建設してから解体するまで60年とすると、建設時のコストの割合は約23%、修繕費が約10%、改修費が約14%、維持管理費が残りの約53%を占めます（図表2-7）。建築物の解体までの年数や用途などにより割合は変化しますが、60年で解体する場合、建物の建設費を1として、建設費を省いた維持更新費は建設費の約3.4倍となります。

今後、コストと財政の適正性の面から、本町の公共施設等の維持管理・改修・更新等に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設のあり方を検討する必要があります。

図表 2-7：ライフサイクルコストの考え方



第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し

第1節 対象施設

本町が対象とする公共施設等を3つの類型（建物系公共施設、土木系公共施設、企業会計施設）に分類したものを、図表3-1に示しています。

図表3-1：対象とする施設分類（機能別分類）

区分	類型	種別
建物系 公共施設	学校教育系施設	学校
		その他教育施設
	町民文化系施設	集会施設
		文化施設
	社会教育系施設	図書館など
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
		レクリエーション施設
	産業系施設	産業系施設
	子育て支援施設	幼稚園・保育所
		幼児／児童施設
	保健・福祉施設	高齢福祉施設
		障害福祉施設
		その他社会福祉施設
		保健施設
	行政系施設	庁舎等
		消防施設
	公営住宅	公営住宅
	供給処理施設	供給処理施設
	その他	その他
土木系 公共施設	道路	道路
		橋りょう
企業会計施設	上水道施設	上水道施設

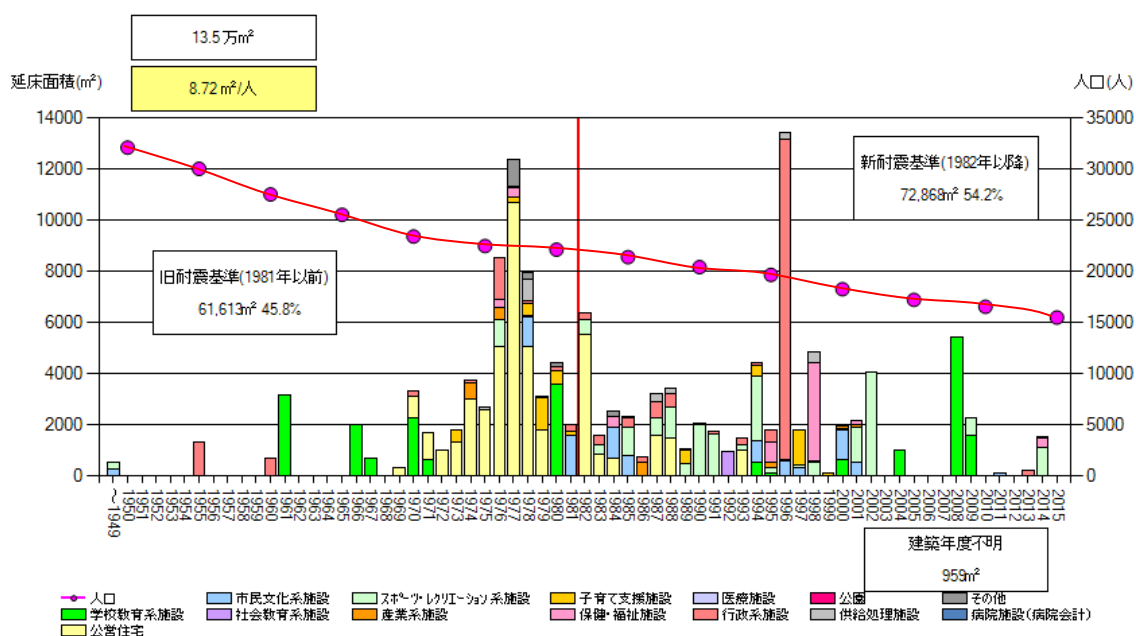
第2節 建物系公共施設（築年別整備状況、将来の更新費用の推計）

図表 3-2 は、建物系公共施設の建築年別の面積を示しています。本町においては、1970 年代から 1980 年初めにかけて、公共施設を多く整備してきたことが分かります。

1981 年の新耐震化基準以前に建築された施設は、全体の 45.8%を占めています。

なお、建築後 30 年を超える施設は、一般的に大規模改修が必要と言われており、施設の老朽化が懸念されます。

図表 3-2：建物系公共施設 築年別整備状況



(※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10 より算定)

※上下水道施設は含まない

※人口は国勢調査人口

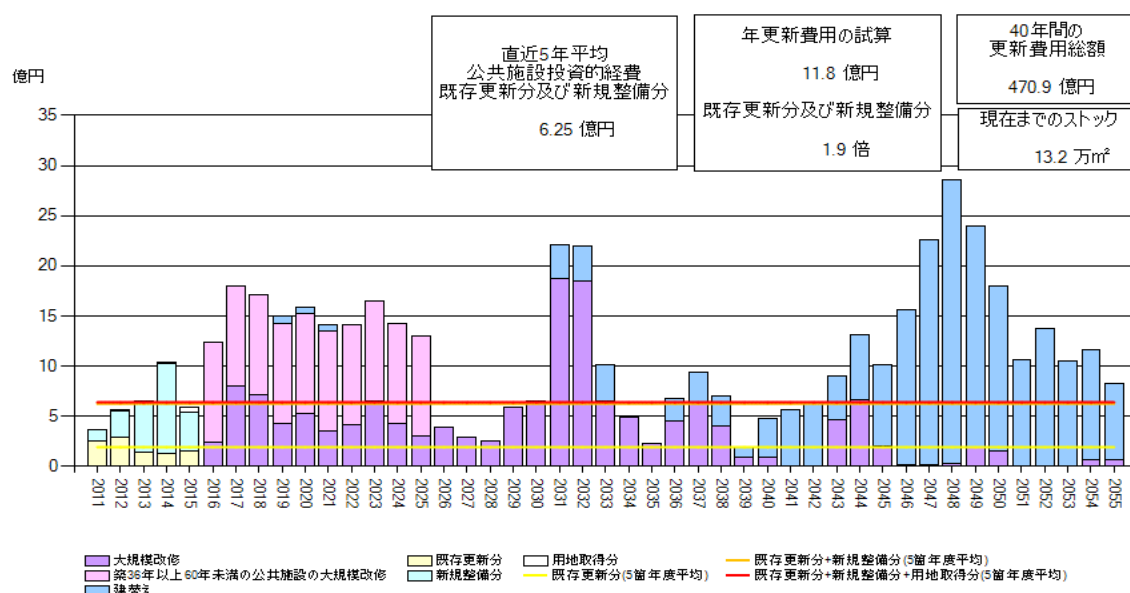
図表 3-3 は、建物系公共施設の将来の更新費用の推計を示しています。

本町が所有する公共施設について、平成 28 年度に試算した際には、現状規模のまま建て替えを行った場合、今後 40 年間で 560.4 億円の費用を要し、年平均を計算すると、毎年 14.0 億円かかる試算となり、過去 5 年間の投資的経費の平均額を示す赤線は、建替えや改修が平均額を上回る年もでてきていました。

令和 2 年度までに策定した個別施設方針に基づき、個別施設計画を実行した際の費用の試算は、現状規模のまま建て替えを行った場合、今後 40 年間で 470.9 億円の費用を要し、年平均を計算すると、毎年 11.8 億円となり、年平均 2.2 億円、総額 89.5 億円の費用削減が見込まれます。

今後、財政状況はさらに厳しくなることが予測され、利用者ニーズの変化に対応した施設の在り方についての検討が必要となります。

図表 3-3：建物系公共施設の更新費用



(※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10 より算定)

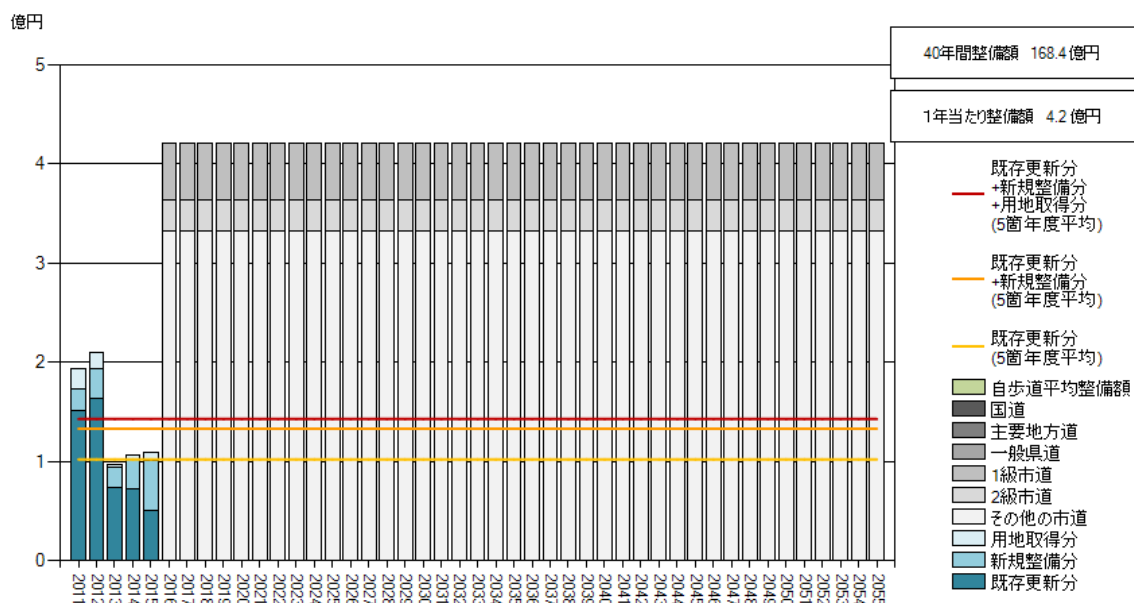
※上下水道施設は含まない

第3節 土木系公共施設（将来の更新費用の推計）

道路の更新費用の推計

図表 3-4 は、道路の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する道路について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、2055 年度までに 168.4 億円の更新費用を要し、年平均を計算すると、毎年 4.2 億円かかる試算となりました。

図表 3-4：道路の更新費用

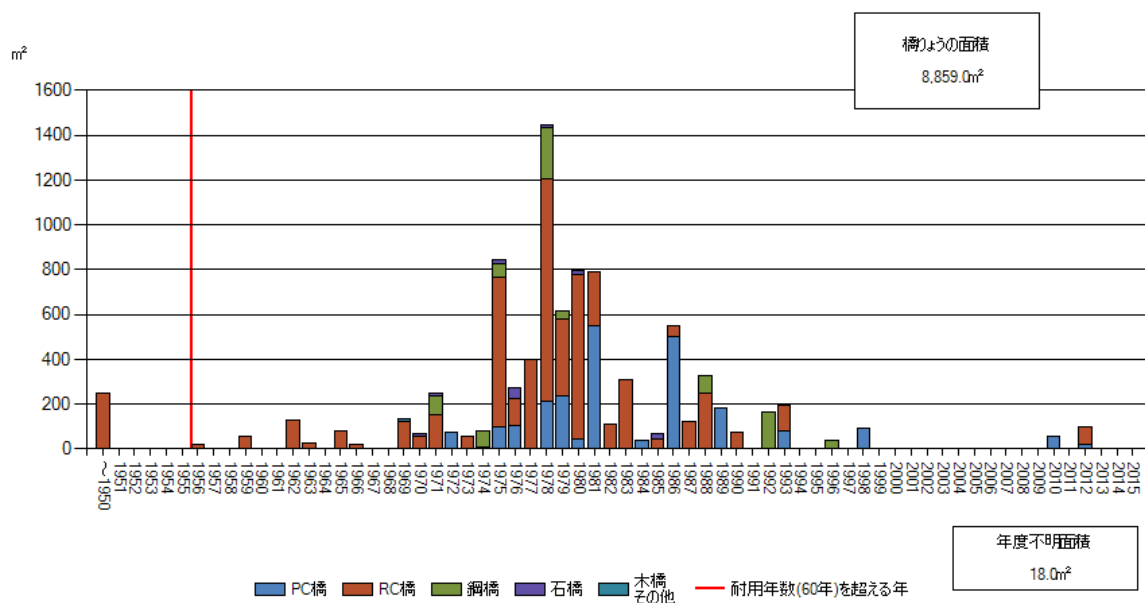


（※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10 より算定）

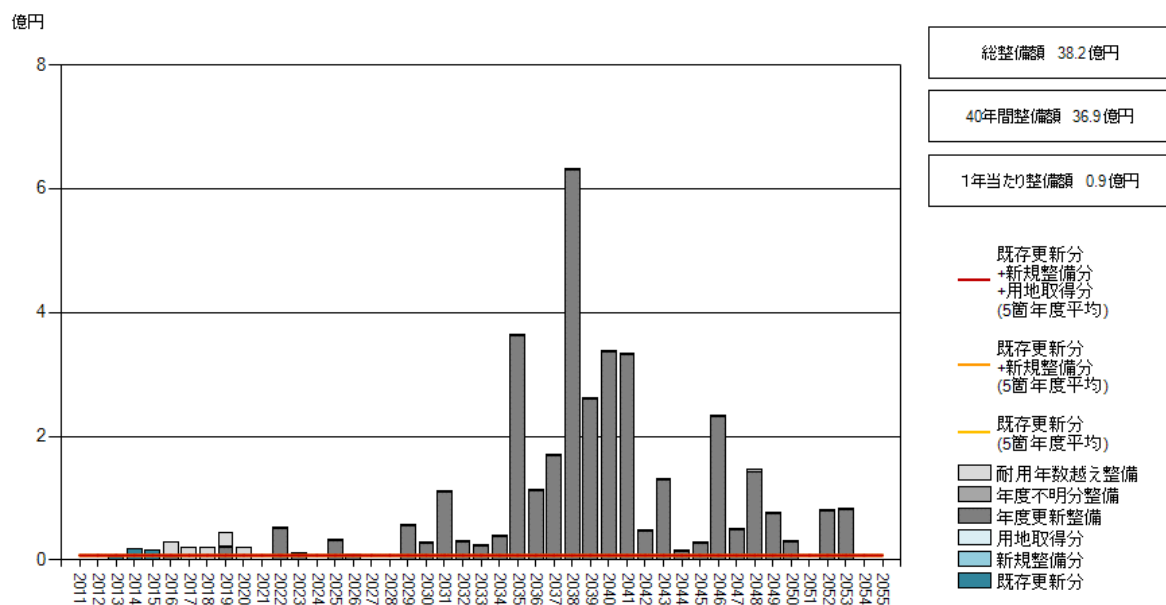
橋りょうの更新費用の推計

図表 3-6 は、橋りょうの将来の更新費用の推計を示しています。本町が所有する橋りょうについて、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、2055 年度までに 38.2 億円の更新費用を要し、年平均を計算すると、毎年 0.9 億円かかる試算となりました。

図表 3-5：橋りょうの年別整備状況



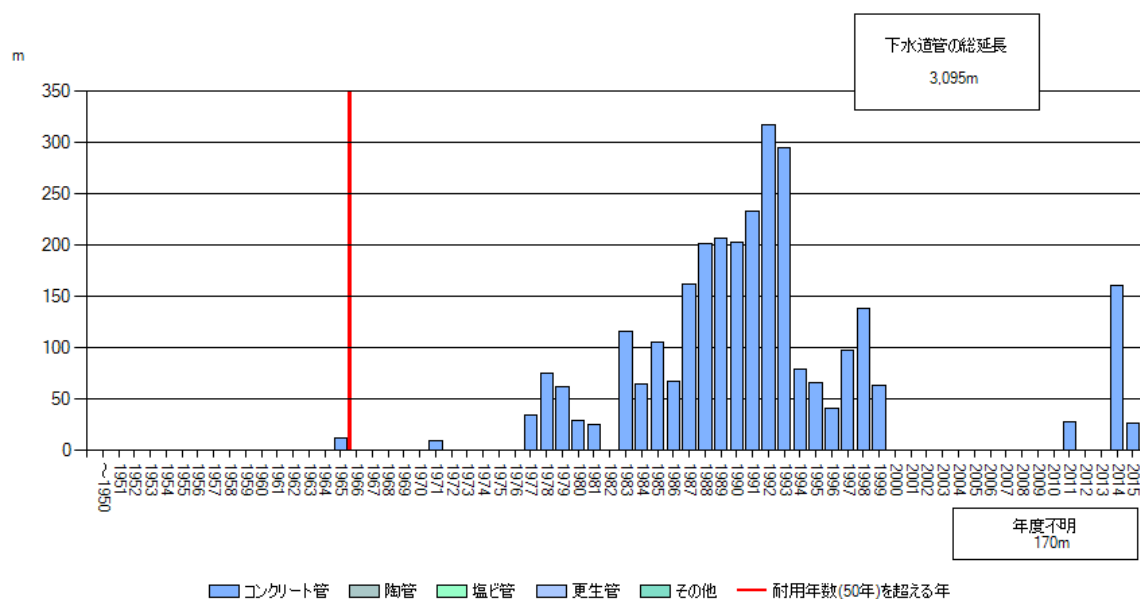
図表 3-6：橋りょうの更新費用



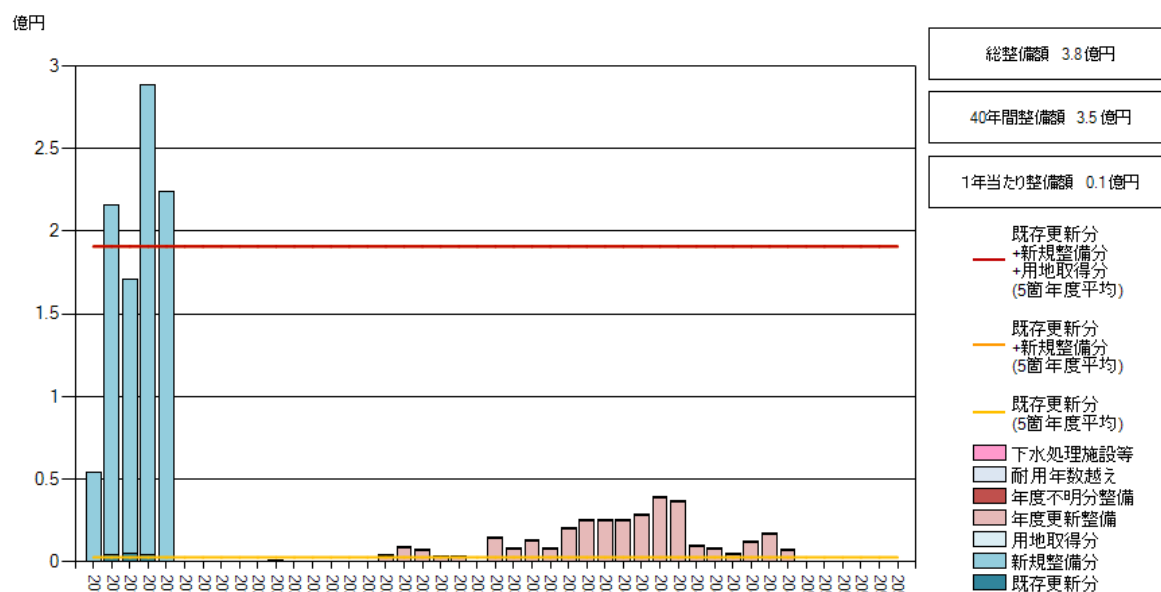
（※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10 より算定）

図表 3-8 は、下水道の将来の更新費用の推計を示しています。本町が所有する当該施設について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、2055 年度までに 3.5 億円の更新費用を要し、年平均を計算すると、毎年 0.1 億円かかる試算となりました。

図表 3-7：下水道の年度別整備延長



図表 3-8：下水道の更新費用



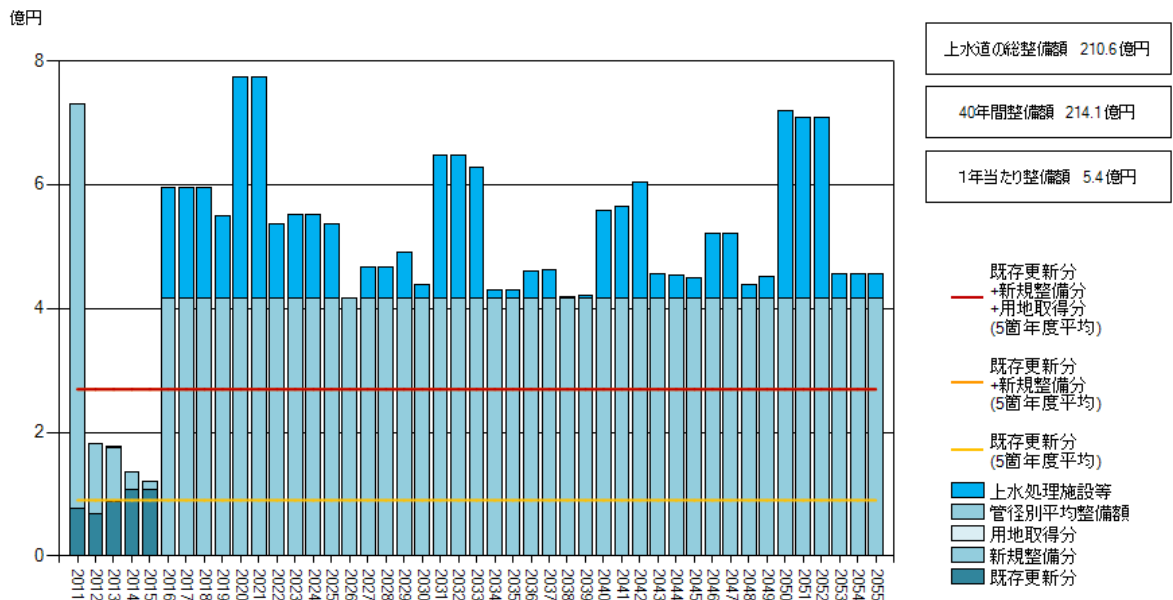
第4節 企業会計施設（将来の更新費用の推計）

上水道の更新費用の推計

図表 3-9 は、上水道施設の将来の更新費用の推計を示しています。本町が所有する上水道管について、すべて現状規模のまま更新を行った場合、40 年間で 214.1 億円の更新費用を要し、年平均を計算すると、毎年 5.4 億円かかる試算となりました。

しかしながら、現在、県内水道事業の広域化の検討が進められておりまして、本計画とは別に更新計画が策定される予定です。

図表 3-9：上水道の更新費用



(※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10 より算定)

第5節 全体の更新費用の推計

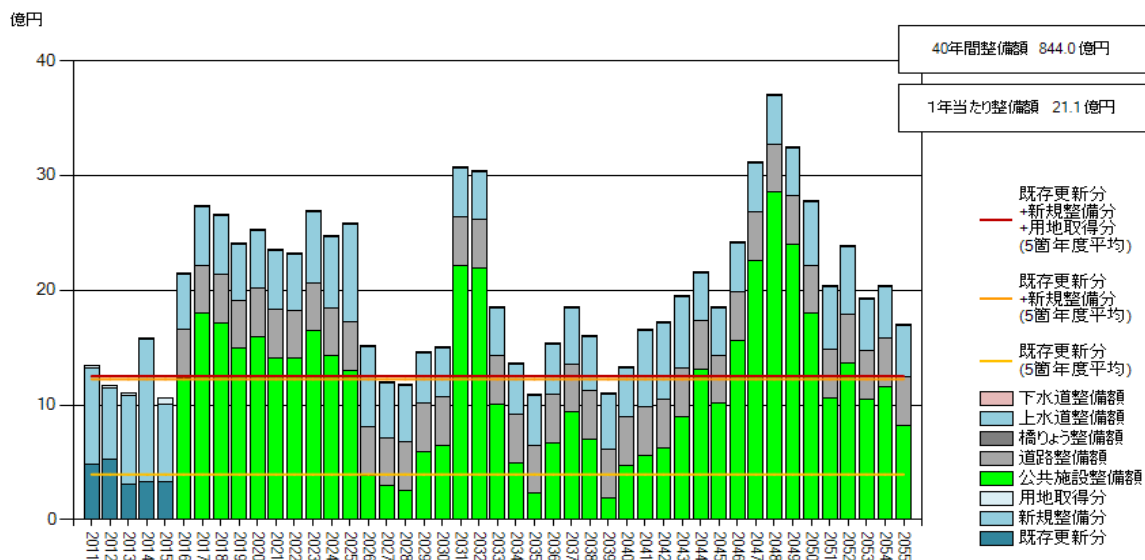
公共施設及びインフラ推計

図表 3-10 は、建物系、土木系、企業会計すべての公共施設の更新費用の推計を示しています。平成 28 年度に試算した際には、今後 40 年間で 983.4 億円の費用を要し、年平均を計算すると、毎年 24.6 億円かかる試算となり、過去 5 年間の投資的経費の平均額を示す赤線は、建替えや改修が平均額を上回る年が多くありました。ただ、この金額には、上水道の更新費用 214.1 億円が含まれており、これを除くと 769.3 億円、年平均では 19.2 億円になる見込みでした。

令和 2 年度までに策定した個別施設方針に基づき、個別施設計画を実行した際の費用の試算は、今後 40 年間で 844.0 億円の費用を要し、年平均を計算すると、毎年 21.1 億円となり、年平均 3.5 億円、総額 139.4 億円の費用削減が見込まれます。また、上水道の更新費用 214.1 億円を除くと今後 40 年間で 629.9 億円、年平均では 15.7 億円になる見込みとなりました。

これからも、それぞれの施設のバランスを踏まえながら、更新費用を平準化していくとともに、人口や財政の状況を踏まえて、今後の公共施設のあり方を検討していく必要があります。

図表 3-10：全体の更新費用



(※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10 より算定)

※更新費用の試算にあたっての設定条件

- ・更新費用の推計額
事業費ベースでの計算とする。
(一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため。)
- ・計算方法
耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定して計算する。
延べ床面積×更新単価
- ・更新単価
すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建て替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。
- ・耐用年数
標準的な耐用年数とされる 60 年を採用することとする。
(日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より。)
- ・地域格差
地域差は考慮しないものとする。
- ・耐用年数が超過しているもの
今後 10 年間で均等に更新するものとして計算する。
- ・建て替え期間
設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、建替期間を 3 年間として計算する。

図表 3-11 は、総務省公共施設等更新費用試算ソフト更新単価を示した表です。
大規模改修については、参考までに単価を表示します。

図表 3-11：総務省公共施設等更新費用試算ソフト更新単価

施設用途	大規模改修	建替え
学校教育系施設	17 万円／㎡	33 万円／㎡
町民文化系施設	25 万円／㎡	40 万円／㎡
社会教育系施設	25 万円／㎡	40 万円／㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円／㎡	36 万円／㎡
産業系施設	25 万円／㎡	40 万円／㎡
子育て支援施設	17 万円／㎡	33 万円／㎡
保険・福祉施設	20 万円／㎡	36 万円／㎡
医療施設	25 万円／㎡	40 万円／㎡
行政系施設	25 万円／㎡	40 万円／㎡
公営住宅	17 万円／㎡	28 万円／㎡
供給処理施設	20 万円／㎡	36 万円／㎡
その他	20 万円／㎡	36 万円／㎡

施設用途	更新年数	更新単価
道路	15 年	4,700 円／㎡
橋りょう	60 年	425 千円／㎡
上水道	60 年	100～923 千円／㎡

第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

第1節 基本方針

○建物系公共施設（公共建築物）

・既存の公共施設の有効活用

本町の更なる発展に向け、町有の遊休施設や遊休地の有効活用を推進します。
また、空き家、空き店舗の改修支援を積極的に行い、本町の魅力の再発見、再発信のひとつになるよう取り組みます。

・公共施設等の総量の適正化

老朽化し安全性が確保できない公共施設については計画的に解体を行い、施設の総量、延床面積の適正化に努めます。また、維持をする施設の用途機能・付加価値を充実させることで、住民サービスの向上を図るとともに、地方創生や地域活性化に資する真に必要な施設の積極的な整備に取り組みます。

・適正な施設の維持管理による安全確保

計画的な点検・診断を行うことで、利用者の安全確保を最優先し、施設を快適かつ長期的に活用できるように取り組みます。

○土木系公共施設・企業会計施設（インフラ資産）

・費用対効果を考慮した適切な整備の実施

町の状況を踏まえて、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施します。

・修繕計画に基づいた定期点検の実施

定期的な点検、現状把握を行い、劣化や損傷が分かり次第、迅速な対応を行うことで、予防保全型の継ぎ目のないメンテナンスサイクルを実施していきます。

・長寿命化とライフサイクルコストの抑制

長寿命化計画等を策定・実施し、予防保全型の維持管理を推進し、保全費用の平準化を図るとともにコストの縮減及び自主財源の確保を進めます。

第2節 維持管理方針

（1）点検・診断等の実施方針

中長期的な点検・診断の計画を作成する際は、劣化診断を実施し経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況および管理状況を把握するとともに、評価を行い、施設間における保全の優先度を判断します。

点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検などがあり、自ら実施する場合と、専門家に依頼する場合があります。委託契約により実施している保守・点検・整備は、委託先から確実に報告を受け、実態を把握します。

保守・点検・整備については、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすことが重要です。点検・診断等を実施することで、継ぎ目ない全公共施設等の点検を進めます。

また、現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性および適法性が最低限必要な診断項目となります。耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。町の資産台帳などから転用できるデータもあるので、これらの調査を十分に活用しながら、診断を行っていきます。

（２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

対象施設において、適時診断を実施することによって、修繕等の必要な対策を適切な時期に着実かつ効率的・効果的に実行します。また、施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、今後の点検・診断・予防保全等に活用するという、メンテナンスサイクルを施設類型ごとに構築していくこととします。

住民生活に必要性が認められる施設については、修繕・更新の機会をとらえて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能付加、用途変更や複合化・集約化を図りますが、必要性が認められない施設については、廃止・除却を進めることとします。

また、中長期的な視点に立って、長寿命化コストの縮減と年度間のコスト平準化を推進します。

（３）安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、資産や情報の保全を目的とした要件です。点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等または、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等に対しては、当総合管理計画や個別施設計画に基づきスピード感を持って安全対策や除却等を推進します。

また、除却等に際しては、地方債の特例措置をはじめとする国の地方財政措置を有効的に活用します。

（４）耐震化及び国土強靱化の実施方針

災害時において防災拠点等となる公共施設等は、地域防災計画等に基づき、耐震化を進めます。また、防災拠点ではない公共施設等についても、早期の耐震化を推進します。

南海トラフを震源域とする地震や中央構造線（三野・池田断層）を震源域とする地震、長尾断層を震源域とする地震等について、同時かつ連続的に発生する

複合災害への的確な対応を図るために、県計画とも密接に連携し、国土強靱化に資する公共施設等の長寿命化を推進します。

（５）長寿命化の実施方針

長寿命化が必要と判断された施設については、その延長期間を一世代相当分延長することを目標とします。目標を達成するため、経済的かつ効果的で、環境負荷低減や災害対応にも配慮した予防保全措置を適切に講じていくこととします。また、長寿命化工事（大規模修繕工事等）の実施に当たっては、従来の平均的な更新時期に建て替える場合と比べて、LCC（ライフサイクルコスト）の削減を図ることとします。なお、各施設の長寿命化の具体的な方針については、各個別施設計画において定めます。

（６）統合や廃止の推進方針

統合や廃止の検討に当たっては、将来の人口見通しや行政コスト縮減を勘案し、施設総量や配置の最適化を図ります。しかし、公共施設等統合や廃止では、住民サービスの水準低下が伴います。それを最小限にするために、種々の公共施設コンパクト化の施策について住民合意の可能性を検討する必要がある、本町の施設の統廃合や遊休施設の活用は、住民、議会等と協議しながら検討していくこととします。

その際、既存の施設体系の役割に縛られることなく、今後その地域に何が必要なのかを自由に発想していくことについても考慮します。

管理運営手法についても、より一層の一元化や効率化を進めるとともに、結果的に遊休の施設や土地が生じた場合は、転用をはじめとする有効活用や除却、処分について、検討を実施することとします。

また、除却や改修を行う場合は、国県の補助金や地方債の特例措置等を有効的に活用することとします。

なお、各類型における施設の統廃合、除却等の具体的な方針については、各個別施設計画において定めます。

（７）住民との情報共有の実施方針

総合管理計画の推進に当たっては、公共施設等を日々利用し、支えている住民との問題意識や情報の共有が不可欠です。

今後とも、公共施設等のあり方について、住民目線に立った幅広い議論を進めていくとともに、公共施設等に関する情報については、町HPをはじめとする各種広報媒体などを通じ、これまで以上に積極的に開示していくこととします。

（８）PPP／PFI活用の実施方針

今後、PPP／PFI方式、コンセッション方式、指定管理制度など、民間

の資金や活力、外郭団体の機能などの活用を検討し、新たな住民のニーズに応えとともに、公共施設の機能を向上させながら、維持管理コスト等の縮減を図ることとします。

また、住民サービスの充実や行政コストの削減、さらには新たな歳入の確保を図るため、P P P / P F I ・コンセッション等の新たな行政手法の導入を検討します。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合管理計画を戦略的に実行していくためには、全庁を挙げた推進体制の整備が不可欠です。今後、教育機関、関連団体、関連民間企業などの知見や意見を積極的に取り入れ活用するとともに、連携・協力を密にすることにより、総合管理計画の推進を図ることとします。

また、市町間の情報共有を行うことによって、計画推進に関する相互支援や広域的連携を積極的に行うこととします。

(10) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修、更新を行う際には、誰でもが安全に、安心して利用できるようユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

(11) 地方創生に資する真に必要な施設の整備方針

坂手港に観光や交流、移住施策など地域活性化を目的とする地方創生に資する観光拠点施設の整備を進めます。

また、施設整備に当たっては中長期的な視点に立って、L C C（ライフサイクルコスト）を縮減できるような工法等を検討するとともに、施設の長寿命化を図るための点検や診断、維持管理を適切に行います。

※PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）は、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームである。

※PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）は、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設に対する町全体の方針を踏まえて立てた、施設類型ごとの基本的な方針を下記に示します。

建物系公共施設

学校教育系施設

	学校・その他教育施設	
基本方針	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方	
	●学校・その他教育施設の適正な維持管理と有効活用を進めるとともに、施設・設備の充実に努めます。 ●総合教育会議など、町全体で教育をとらえ、施設の適正配置について検討を進めます。	
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方	
	●少子高齢化や急速な過疎化が進んでいる状況を踏まえながら、教育環境の充実に図ります。 ●学校給食の充実に努めるとともに、地産地消や食育の視点に立った取組を進めます。また、安全・安心な学校給食を維持するため、より一層の点検、管理に努めます。	
	施設のコストの適正性に関する基本的な考え方	
	●施設の継続的な点検・診断等を行い、修繕・改修を進めるとともに統合等を行うことにより、コストの低減を図ります。	
施設情報	主要な施設	
	星城小学校	安田小学校
	苗羽小学校	池田小学校
	小豆島中学校	学校給食センター

町民文化系施設

集会施設・文化施設		
基本方針	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方	
	●町民文化系施設の適正な維持管理と有効活用を進めるとともに、施設・設備の充実に努めます。	
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方	
	●地域行事を通して住民の交流が活発に行われる地域の拠点・憩いの場としての公民館機能の活性化を目指します。 ●想定されうる風水害・地震等の非常時に備え、避難場所等の拠点機能を考慮した修繕・改修に努めます。 ●地域社会の福祉を増進し、住民の生活の向上を図るため、住民の交流拠点となるコミュニティ機能や相談援助機能、また人権問題に関する学習・啓発機能を持つ総合施設を目指します。 ●地域のコミュニティ活動の中心となる自治集会施設や設備及び自治会運動広場等の整備を援助促進し、その活用を図ります。	
	施設のコストの適正性に関する基本的な考え方	
	●施設の稼働率、経年の程度を勘案しながら、適正な利用者負担の検討を図ります。 ●施設運用や設備における省エネルギー策の導入を検討し、水道光熱費の低減を図ります。 ●施設の継続的な点検・診断等を行い、修繕・改修を進めることで、施設機能の保全・劣化予防を図ります。	
	施設情報	
施設情報	主要な施設	
	西村公民館	草壁公民館
	安田公民館	苗羽公民館
	坂手公民館	橘公民館
	福田公民館	池田公民館
	蒲生公民館	二生公民館
	三都公民館	中山分館
	世代間交流センター	

社会教育系施設

	図書館等	
基本方針	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方	
	●図書館等の適正な維持管理と有効活用を進めるとともに、施設・設備の充実に努めます。	
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方	
	●図書館では、住民ニーズに即した蔵書の充実をはじめ、レファレンス（資料や情報を探す手伝い）機能の強化等によるサービスの向上を図ります。	
	施設のコストの適正性に関する基本的な考え方	
	●施設運用や設備における省エネルギー策の導入を検討し、水道光熱費の低減を図ります。 ●施設の継続的な点検・診断等を行い、修繕・改修を進めることで、施設機能の保全・劣化予防を図ります。	
施設情報	主要な施設	
	図書館	

スポーツ・レクリエーション・観光系施設

スポーツ施設・レクリエーション施設・観光施設	
基本方針	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方
	●スポーツ・レクリエーション施設では、建設後 20～30 年を超えるものが大半を占めており、将来的な建て替え時期に合わせ、利用状況や同種施設との配置状況等を勘案して更新の必要性を慎重に検討します。 ●坂手港に地域活性化を目的とする地方創生に資する観光拠点施設の整備を積極的に進めます。
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方
	●スポーツ・レクリエーション施設の維持・整備に努めるとともに、スポーツやレクリエーションに親しみやすい環境を備えたまちづくりを進めます。 ●既存スポーツ施設については、老朽化の状況や利用ニーズに即し、管理運営体制の充実による施設・設備の適正な維持管理を行うとともに、スポーツ合宿での利用促進など有効活用に努めます。 ●坂手港に観光拠点施設の整備を進め、地方創生の好循環を創出します。
	施設のコストの適正性に関する基本的な考え方
	●施設利用者の増加に努めるとともに、適正な利用者負担の検討に努め、規模や利用状況的に可能な施設は指定管理者制度の導入を図るなど、民間の経営スキルを活かせるように努めます。 ●施設運用や設備における省エネルギー策の導入を検討し、水道光熱費の低減を図ります。 ●施設の継続的な点検・診断等を行い、修繕・改修を進めることで、施設機能の保全・劣化予防を図ります。
施設情報	主要な施設
	中山体育館
	内海体育館
	池田体育館
	福田体育館
	内海総合運動公園野球場
	内海総合運動公園多目的広場
	内海総合運動公園テニスコート
	内海武道場
	内海 B & G 海洋センター
	(仮称) 坂手港観光振興ターミナル

産業系施設

	産業系施設	
基本方針	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方	
	●働く婦人の家については、事業所に勤務する婦人等の福祉に関する各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、その福祉の増進を図ります。	
	●農村環境改善センターについては、農業経営及び農家生活の改善合理化、農村居住者の健康増進及び地域連帯感の高揚、生活文化の振興、社会福祉の増進を目的とし、農業振興を図ります。	
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方	
	●共同利用施設については、地元自治会などに連携して適正な管理を行っており、施設の効率的な維持管理を行っています。今後は、その施設の機能等の延命化に努めます。	
	●農村環境改善センターなどについては、施設の機能の適正な維持管理に努め、活用を促進します。	
	施設のコストの適正性に関する基本的な考え方	
	●施設の適正な維持管理を行い、長寿命化に努めます。	
	●委託している施設については、指定管理者による効率的な管理を継続します。	
	主要な施設	
	農村環境改善センター	働く婦人の家
	うちのみ漁師村	橘漁港水産物荷さばき場
施設情報	蒲生漁港漁業活性化施設	

子育て支援施設

	幼稚園・保育所・幼児/児童施設	
基本方針	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方	
	●福田こども園を除く内海地区の幼稚園・保育所については、小学校統合後の苗羽小学校跡地を候補地として、認定こども園に集約する方向で進めます。	
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方	
	●施設として求められる機能水準を保つため、必要となる修繕及び教材器具等の整備に努めます。	
	●内海保育所の耐震診断を実施し、その結果によって、適正な対応を行います。	
	●児童館については、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし施設整備及び機能の充実を図ります。また、相談指導や地域組織活動の促進も図ります。	
施設情報	施設のコストの適正性に関する基本的な考え方	
	●定期的に点検を行い、補修箇所等の早期発見に努め、修繕費の縮小に努めます。	
	主要な施設	
	小豆島こどもセンター (池田幼稚園・池田保育所)	内海保育所
	星城幼稚園	安田幼稚園
	苗羽幼稚園	橘こども園 (旭幼稚園・内海保育所橘分園)
	福田こども園 (福田幼稚園・内海保育所福田分園)	池田児童館
	吉田児童館	池田放課後児童クラブ

保健・福祉施設

高齢福祉施設・障害福祉施設・その他社会福祉施設・保健施設		
基本方針	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方	
	●既存施設の有効活用を図り、住民の健康、スポーツ活動を推進し、高齢者の健康づくりや生きがいを支援します。 ●障がい者（児）の地域生活支援推進のための多機能拠点となる地域生活支援拠点については、小豆障害保健福祉圏域における調整を含め、整備を進めます。 ●保健センターについては、施設の利用実態等を踏まえながら、施設の設置目的に沿った管理運営方法等について検討します。	
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方	
	●「地域包括ケアシステム」の構築に向け、保健・医療・福祉部門の総合的なサービスを実施するための保健福祉総合施設の機能充実を図り、関係部門のネットワーク化に努め、生活の質の向上につながるような取り組みを実現します。 ●在宅介護に関する総合的な拠点としての地域包括支援センターの充実を図ります。 ●利用状況や利用者の高齢化を勘案し、施設・設備のバリアフリー化や施設近隣での駐車場の確保に努めることで、利用者数の増加を図ります。	
	施設のコストの適正性に関する基本的な考え方	
	●光熱水費などの実態を把握し、効果的な運用により経費の削減を図るとともに、改修の優先順位をつけ、計画的な改修を行い費用の平準化を図ります。 ●保健センターについては、施設の稼働率、経年の程度を勘案しながら、適正な利用者負担の検討を図ります。 ●施設運用や設備における省エネルギー策の導入を検討し、光熱水費の低減を図ります。 ●施設の継続的な点検・診断等を行い、修繕・改修を進めることで、施設機能の保全・劣化予防を図ります。 ●委託をしている施設については、指定管理者による効率的な管理を継続します。	
施設情報	主要な施設	
	保健センター	障害者グループホーム
	内海福祉会館	介護老人保健施設うちのみ
	城山会館	草壁会館
	橘会館	北条教育集会所

行政系施設

庁舎等・消防施設・その他行政系施設		
基本方針	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方	
	●将来的な人口の動向や超高齢化などの社会情勢の変化を踏まえ、施設の適正な規模、設備等について検討します。また、財政状況を踏まえ、施設のコンパクト化を推進します。	
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方	
	●点検及び診断により施設の危険性・必要性等が認められた場合には、修繕・更新を計画的に行い、施設の品質の保持に努めます。	
	施設のコストの適正性に関する基本的な考え方	
	●施設ごとに経過年数や耐震性など、施設の状況を総合的に把握し検証等を行った上で優先順位を定め、財政状況を見極めながら順次整備します。また、修繕等を計画的に行い、健全な状態を維持しながら長寿命化を図り、コストの削減を目指します。	
施設情報	主要な施設	
	庁舎	西村消防屯所
	草壁消防屯所	安田消防屯所
	苗羽消防屯所	坂手消防屯所
	福田消防屯所	池田消防屯所
	蒲生消防屯所	中山消防屯所
	室生消防屯所	二面消防屯所
	吉野消防屯所	蒲野消防屯所
	神浦消防屯所	

公営住宅

基本方針	公営住宅等		
	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方		
	●全体の 1 割の住棟で耐用年数を経過しており、陳腐化・老朽化が著しいため、入居者の安全性を確保するという観点からも、早期に更新や用途廃止等を図ります。		
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方		
	●町営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅を計画的に改築・修繕し、施設の維持管理を図ります。 ●建設から 35 年を経過した住宅が多く、老朽化や設備が現在の生活様式に合わないといった状況により、利用者のニーズを満たせなくなっていることから、維持補修とともに施設設備の改善を検討します。 ●町営住宅の整備・管理に関するデータの整理、予防保全的な維持管理、修繕履歴データの整理による修繕等の発生原因の検証等を行い、予防保全的な観点から、必要な調査や経常的な点検を実施していきます。		
	施設のコストの適正性に関する基本的な考え方		
	●必要な修繕や改善の複合的な実施とあわせて、建物仕様の品質の向上等による耐久性の向上や、予防保全的な修繕改善の実施による修繕周期の延長などにより、ライフサイクルコストの縮減を図ります。		
施設情報	主要な施設		
	池田団地	蒲生団地	赤坂団地
	石場団地	谷尻団地	西村団地
	草壁団地	小坪団地	橘団地
	岩谷団地	当浜団地	苗羽団地
	福田団地	池田 46	池田 47
	池田 48	池田 52	池田 53
	池田 54	池田 58	草壁本町 45
	草壁本町 47	草壁本町 48	草壁本町 49
	草壁本町 50	草壁本町 52	草壁本町 53
	草壁本町 54	草壁本町 55	草壁本町 A～C
	草壁本町 D	草壁本町 58	草壁本町 60
	草壁本町 No. 1	草壁本町 No. 2	草壁本町 No. 3
	橘 A	橘 B～D	橘 E～F
	橘 G～H	橘 I～J	橘 K～L
	橘 M	橘 N	橘 53
	福田 52	草壁本町南集会所	橘集会所
	小豆島町共同作業場	谷尻団地集会所	西村団地集会所
	草壁団地集会所	小坪団地集会所	苗羽団地集会所

供給処理施設

	供給処理施設	
基本方針	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方	
	●一般廃棄物の最終処分場に関して、徳本地区が令和３年度で期限を迎えることから、一般廃棄物処理の基本計画を見直し、新しい処分場を建設します。	
	●し尿処理施設について、一般廃棄物処理の基本計画を見直します。新しい処理場を建設するまでは、既存の施設の期間を延長して操業します。また、長期的かつ総合的な視点で最適地を選定し、早期の建設・操業に努めます。	
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方	
	●施設及び住民の安全性を確保します。	
	施設のコストの適正性に関する基本的な考え方	
	●各施設の運営については、適正な処理、施設の効率的な維持管理を行い、周辺環境への負荷の軽減と延命化に努めます。	
施設情報	主要な施設	
	徳本地区埋立処分地	し尿処理場みさき園

その他

	その他	
基本方針	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方	
	● 斎場の適切な維持・管理と運営に努めます。 ● コミュニティ施設への転用など、既存施設の利活用を検討し、有効活用に取り組めます。	
施設情報	主要な施設	
	内海斎苑	池田斎場
	旧福田小学校	旧福田診療所
	旧福田診療所医師住宅	

土木系公共施設・企業会計施設

道路

	道路
基本方針	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方
	●ライフラインとして重要な施設であり、路線数が多いことから、事業の整備促進を図るとともに、費用対効果、人口推移等を考慮し、適切な整備事業を検討します。
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方
	●道路の整備・管理にあたっては、歩道の整備やバリアフリー化を図り、景観の保全と創造などに配慮した、人にやさしい道路空間づくりを進めます。
	●周辺地域の特性に十分な配慮をしながら、計画的に改良整備を実施し、町内交通の円滑化を図ります。
	●トンネルや道路附属施設の適正な管理に努め、災害等を未然に防止するよう努めます。
	施設のコストの適正性に関する基本的な考え方
	●今後、整備が必要となる道路については、道路整備による効果が大きい路線を優先的に整備することを基本とし、財政状況、将来投資見込額との整合性を取りながら整備を行います。

橋りょう

基本方針	橋梁
	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方
	● ライフラインとして重要な施設であり、施設数が多いことから、5 年に 1 度の定期点検をもとに修繕計画を立てることで、費用対効果、人口推移等を考慮し、適切な事業を検討します。
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方
	● 橋りょうの架け替え・維持修繕を計画的に実施するとともに、老朽化した橋りょうについて、点検を順次行い、耐震補強を兼ねた修繕を計画的に進めていきます。
	● 今後、老朽化する橋りょうの増大に対応するため、長寿命化修繕計画を策定することにより、橋りょうの長寿命化並びに橋りょうの修繕及び架け替えに係る費用の縮減を図り、地域の道路網の安全性、信頼性を確保します。
	施設のコストの適正性に関する基本的な考え方
	● 今後、整備が必要となる橋りょうについては、橋りょう整備による効果が大きい路線を優先的に整備することを基本として、計画的な修繕を行い、長期的なライフサイクルコストの縮減を図ります。

上水道施設

基本方針	上水道施設
	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方
	●香川県内の水道事業体と広域連携し、施設統廃合も含めた整備を計画しながら安定した水供給に努めます。なお、平成27年4月から香川県広域水道事業体設立準備協議会に参加して、検討を進めています。
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方
	●水道施設の災害対策の強化に向け、配水管・浄水場等基幹施設の更新及び耐震化をはじめ、日本水道協会とも連携し、災害時の応急給水、応急復旧体制の整備に努めます。 ●各浄水場を中心とした諸施設を改修し、適正な維持管理に努めます。 ●老朽管の布設替え等改良事業を計画的に行うとともに、地下漏水等を解消するための漏水調査を継続して実施し、有効率及び有収率の向上に努めます。
	施設のコストの適正性に関する基本的な考え方
	●水道事業の経営効率化に向け、小豆島町水道ビジョン(水道事業基本計画)に沿った経費の節減等効率的な事業運営を図ります。また、県内水道広域化に向けた香川県広域水道事業体設立準備協議会へ参画しており、将来の需要に応じた水道事業体を目指して協議を進めています。 ●水道事業における環境対策、エネルギー対策の強化に向け、再資源利用や省エネルギーの推進とともに、浄水場汚泥の減量化及び適正化、配管更新に伴う漏水減少により有効率の向上に努めます。

下水道施設

	下水道施設
基本方針	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方
	●都市計画区域内においては、計画的に都市下水路の整備を進めており、現在、植松都市下水路再整備を進めています。 ●既存施設の機能維持に努め、修繕を計画的に進めます。
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方
	●ポンプ場及び水路など、既設の重要な構造物については、通常の維持管理等と併せて耐震性の調査・検討を行い、必要に応じ補強などの対策を実施することで、施設の機能保持に努めます。
	施設のコストの適正性に関する基本的な考え方
	●施設設備の機能維持のため、これまでも定期的な日常点検や修繕を実施しているが、主要部分の老朽化が見られます。施設設備の安全な運転や円滑な排水、効率的かつ計画的な整備の実現のため、長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコストを抑制し、効率的な維持管理に努めます。

治山・治水・港湾

治山・治水・港湾	
基本方針	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方
	●台風及びゲリラ豪雨等による土砂災害や水害の防止及び津波・高潮等による災害を防止するため、適切修繕に努め、既存施設の機能維持に努めていきます。 ●老朽化等により大規模修繕等が必要になったときは、施設状況等を把握し、今後の在り方を検討します。
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方
	●災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、河川の改修、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策の整備を進めます。 ●町管理港湾については、港湾施設の長寿命化計画を策定することにより、施設の長寿命化及び修繕費用の縮小を図ります。 ●「港湾の施設の技術上の基準」等により設計・施工を行い、安全性を確保するとともに、既設の重要な構造物については、通常の維持管理等とあわせて必要に応じ耐震性についても検討を行います。 ●港湾機能の維持を図り、魅力的な港湾空間を創出し、安全・安心な施設整備を推進します。
	施設のコストの適正性に関する基本的な考え方
	●町管理港湾について、計画的な修繕を行い、長期的なライフサイクルコストの縮減を図ります。

農林水産業インフラ

農林水産業インフラ	
基本方針	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方
	●農業の多面的機能の喪失・鳥獣被害による生産性及び生産意欲の低下、生活環境の悪化等を防ぐため、耕作放棄地の解消と発生防止を行い、農地の有効利用だけでなく、現在の生活環境の維持・向上を図ります。
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方
	●農地及び農業施設の持つ水源のかん養や自然環境の保全、良好な景観の形成、文化・風土の醸成などの多面的な機能を最大限に発揮させるため、また、耕作放棄地を解消し、農地等の保全を進めるために、日本型直接支払制度の活用や棚田地域保全活動推進事業などの展開を図ります。地域ぐるみで農地を保全する共同活動や、耕作放棄地を開墾して経営耕地の拡大を進める農業者などへの支援を行います。 ●漁港施設等の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図るため、漁港機能の分析を行い、漁港ごとの機能保全計画を策定します。また、漁業経営形態の変化に対応しつつ、漁業者の意向を汲みながら、機能保全計画に基づき、効果的な漁港施設等の改修、保全に努めます。 ●漁港施設は、「漁港構造物標準設計法」により設計・施工を行い、安全性を確保するとともに、既設の重要な構造物については、通常の維持管理等とあわせて耐震性についても調査・検討を行い、必要に応じ補強等の対策を実施します。 ●災害予防について、構造物の重要度及び地盤の種別等を考慮して事業を実施しています。
	施設のコストの適正性に関する基本的な考え方
	●小豆地区内の漁業者が連携し、漁業収入の向上、漁業コストの削減を図ることのできる漁港施設を整備するとともに、既存の漁港施設の長寿命化を図りつつ、機能保全計画を策定し更新のコスト平準化・縮減を図ります。

第6章 令和3年度改定までの取り組み実績

第1節 対象施設各種計画の策定状況

策定年度	計画の名称
令和元年度	消防団施設個別施設計画
令和2年度	庁舎個別施設計画
令和2年度	社会教育等施設長寿命化計画
令和2年度	学校施設長寿命化計画

第2節 公共施設の改修・更新等の主な取り組み

年度	施設名	対策	備考
平成29年度	三都公民館	建替	移転に伴う建替
平成29年度	小豆島町役場本館	改修	老健うちのみ跡地利用改修
平成29年度	旧吉田火葬場	除却	
平成30年度	池田保健センター	改修	
平成30年度	草壁会館	改修	耐震改修
平成30年度	池田庁舎	除却	旧庁舎
令和元年度	内海庁舎	除却	旧庁舎
令和2年度	福田教育集会所	除却	
令和2年度	吉田斎場	除却	
令和2年度	旧サイクリングターミナル	除却	
令和3年度	福田町民プール	除却	

第3節 有形固定資産減価償却率の推移

町が保有する施設等が、耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているかを把握し、資産老朽化のおおよその度合を測ることができます。（割合が大きいほど老朽化が進んでいると判断されます。）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
有形固定資産減価償却率	75.6%	74.9%	75.1%	75.4%

第7章 まとめ

第1節 本計画のまとめ

本計画において、建物系公共施設、土木系公共施設、企業会計施設の将来の更新費用や方針を明らかにし、将来の財政運営を行う上での検討課題等の把握を行いました。

これらの課題に対して、施設等の適正配置や適正管理を行い、財政負担を軽減し、効率的なまちづくりを推進していく必要があります。

建物系公共施設については、老朽化が進んでいる施設が多く、また、実態を正確に把握できていない現状があること、庁舎施設の再編や、学校施設の在り方の検討を進めているところであり、本計画については、随時見直しを行う予定です。

今後は、将来の利用者予測なども勘案して、施設の適正配置に向けた検討や運営コスト削減、計画的かつ予防的な修繕対策への転換などを図り、総合的なコスト削減を図る必要があります。

また、これらの取り組みを計画的かつ継続的に行うとともに、財産の把握に努めていきます。

第2節 今後の課題

本計画において、公共施設等の現状や課題を客観的に把握・分析し、総合的に基本的な方針を定めました。

公共施設マネジメントを実現するためには、住民などの利用者の意識が反映されるべきであり、具体的には、利用者アンケートなどを実施し、利用者の意見を反映した、個別の実施計画を策定する必要があります。

以上のような点を踏まえ、本計画の進捗状況の確認及び随時の見直しに努めるとともに、個別の実施計画の策定にあたっては、住民など利用者の意見を尊重した計画策定を進めることを検討します。

第3節 P D C Aサイクルの推進

本計画は、マネジメントシステムの基本であるP L A N（計画）、D O（実行）、C H E C K（評価）、A C T（改善）のP D C Aサイクルの考え方に基づき、計画の推進を図ります。

小豆島町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月
(令和 4 年 3 月改訂)

小豆島町総務課

〒761-4492 香川県小豆郡小豆島町片城甲 44 番地 95

TEL : 0879-82-7001 e-mail : olive-somu@town.shodoshima.lg.jp